

資料1から**資料3**についての説明文です。

資料1 令和2年度生徒指導上の諸課題に関する状況について【概要版】

資料2 令和2年度生徒指導上の諸課題に関する状況について【詳細版】

資料1、2については、令和3年10月14日に公表された文部科学省調査（令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）の公表に併せて本県関係分を公表した際の資料からの抜粋です。各学校に配布するとともに、島根県教育委員会ホームページに掲載している資料になります。

（いじめについて）

資料2 1ページ～4ページ

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの認知件数は2,282件、前年度比279件の減、10.9%の減でした。国公私立を含めた認知件数は、全体で2,305件、1,000人当たりの認知件数は31.8件。全国平均が39.7件ですので、全国の平均より低い結果となっております。

（3）いじめの現在の状況は、解消しているものが全体で1,687件。73.9%が解消しているということになっています。いじめの解消は、いじめの行為が止んで被害児童生徒が心身の苦痛を受けていない状況が、少なくとも3カ月以上継続した場合を言いますので、3学期にいじめが認知された場合には、解消したものに入っていません。

（4）いじめの認知件数の学年別内訳は、増加した学年が小学校1年生、中学校1年生、特別支援学校という結果です。

（5）いじめの発見のきっかけは、「本人からの訴え」が最も多く、次いで「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「学級担任が発見」という順番になります。全国的には「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」が多く見られますが、本県では本人や保護者から直接訴えられる割合が高く、訴えやすい状況にあると考えております。しかし一方でアンケートの実施についてマンネリ化も懸念されます。アンケート内容や実施方法等、常に見直しをし、そこから発見に繋げ、早期発見・対応の充実を図りたいと思っています。

（6）いじめられた児童生徒の相談状況です。約70%の生徒が学級担任に相談しています。誰にも相談していない割合が8%程度あり、ここを解消するべく相談体制を強化する必要があると考えています。

(7) いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」というものが多くなっています。人権教育などをしっかりと行った上で指導していく必要があると考えています。

いじめの認知件数については、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されて以来、全国的には増加の一途でしたが、今回の調査で25年以降初の減少となりました。文部科学省はいじめの認知件数の減少について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式が変化し、児童生徒の物理的な距離が広がったことや、様々な活動が制限され、子ども達が直接対面してやりとりをする機会やきっかけが減少したこと。また偏見や差別が起きないように学校において人権教育が適宜行われたり、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援したことなどを要因として挙げております。

県としては平成30年度まで増加傾向だった認知件数が、令和元年度から2年続けて減少しております。平成25年にいじめ防止対策推進法が策定されて以降、校長会をはじめ、教員研修や学校訪問などを通して法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してくる中で、未然防止の取組がなされてきていることや、令和2年度については文部科学省の見解（新型コロナウイルス感染症の影響）も要因として考えられます。

いじめの認知については、いじめ問題への対応のスタートラインに立つこととなりますので、今後も引き続き「いじめの見逃し0」を周知し、積極的な認知について、働きかけていきたいと考えます。

資料1 (四角の囲み) ◎いじめの問題に対する今後の対応

「いじめの問題に対する今後の対応」としては、引き続き資料にある5つの対応を柱にして取り組みたいと考えます。

(1) 学校組織の取組の一層の充実（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進）

学校組織の取組の一層の充実としては、各学校で作成し、適宜見直している学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進していくこととなります。これにより、いじめを見逃さない・見過ごさない学校づくり、校内のいじめ対策組織を中心とした対応体制整備及び強化などを推進していきます。また、人権教育や道徳教育、体験活動などを充実させることによって、居場所づくり絆づくりを進め「魅力ある学校」を作っていきたいと

考えます。そして日常の観察、面接、調査により、早期の対応を充実させ、更に児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりにより児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組を進めていきます。これらについては、各種会議や教職員研修会、学校訪問等を通じて各学校に働きかけていきます。

(2) スクールカウンセラー等の活用による校内教育相談体制や電話・SNS等による相談体制の充実

いじめられた児童生徒が相談しやすい体制を作っていきたいと考えます。スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業の充実、昨年度から開設しているSNS相談を継続して実施したいと考えています。

(3) 生徒指導に係る校内研修の充実（いじめの未然防止の取組や適切な早期対応等の理解）

いじめの未然防止の取組や適切な早期対応等の理解を深めるため、生徒指導に係る校内研修の充実を図ります。各県立学校に対して教職員を対象とした「生徒指導に係る研修」の実施と報告書の提出を毎年求めています。また、島根県教育センターの出前講座に「いじめ問題への対応」という講座を設け、その活用を促しています。

(4) 外部人材の活用

法律の専門家、臨床心理、有識者の方々にいじめ等のいろいろな課題が出てきたとき、学校や教育委員会だけでは解決することができない場合に、解決の糸口を探っていただくというよう、外部人材の活用としていじめ等アドバイザーを派遣します。

(5) いじめ防止対策推進法及び島根県いじめ防止基本方針に基づく取組の推進

島根県いじめ防止基本方針に基づく取組の推進ということで、いじめ問題対策連絡協議会等を含めた関係機関との連携を図り、いじめの問題に対する課題等を共有し、対応についての効果的な手段を総合的に検討していきたいと考えています。

資料3 SNS相談について

令和2年度実績が1～2ページ、令和3年度（12月末現在）実績が3～4ページになります。令和2年度は7月5日から3月31日までの264日間、令和3年度は4月5日から3月25日まで1年間の開設をしております。対象は公立、私立の中学生、高校生、特別支援学校の中学部及び高等部を対象とし、年度当初にチラシとカードを全員に配ることで周知し、生徒はこのチラシやカードに記載されたQRコードをスマホなどで読み取って友達登録をして相談をするという流れです。今年度については12月に、各学校あてにチラシを3枚程度、カードを30枚程度再度送付し、チラシを掲示したり、保健室やトイレにカードを配置したりするなど、相談を必要とする生徒に届きやすいような環境を作ってもらおうよう再度依頼しました。

資料3 1ページ～2ページ

令和2年度の実績ですが、264日間で相談件数は415件、1日平均にすると1.6件でした。月別相談対応件数としては開設当初の7月が多く、その後は一定数に落ち着いた状況です。相談件数の校種、学年の内訳ですが、高校1年生が139人で全体の33%を占め、全体的に中学生より高校生の相談件数の方が多かったです。また全体の76%が女子生徒でした。相談内容は、友人関係の悩みが110件と、全体の27%を占めています。

資料3 3ページ～4ページ

令和3年度の実績ですが、ここでは4月5日から12月末までの中間報告をさせていただきます。271日間で相談件数は337件、1日平均では1.2件でした。月別相談件数としては開設当初の4、5月が多く、その後は一定数に落ち着いております。相談件数の校種、学年の内訳ですが、中学2年生が92人で全体の27%を占め、全体的に高校生より中学生の相談件数の方が多かったです。また全体の82%が女子生徒でした。相談内容は、友人関係の悩みが96件と、全体の28%を占めています。

今後も、問題が深刻化する前の未然防止にも役立てるよう、改善するところは改善していきながら、効果的に実施していけるようにすすめていきたいと思っております。